

令和 4 年度 北陸農政局農業農村整備事業等評価（補助事業）に係る技術検討会（第 2 回）
【再評価・事後評価】

日時：2023 年 1 月 20 日（金）9:00～12:00

場所：広坂合同庁舎 1 階 共用大会議室

1 開会

（事務局） それでは皆さんおそろいになりましたので、ただ今から令和 4 年度農業農村整備事業等評価（補助事業）に係る技術検討会、第 2 回を開催させていただきます。第 1 回に引き続きまして、私、設計課、向川が司会をさせていただきます。本日も第 1 回同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ形式での会議の開催とさせていただきます。それでは、開会に当たりまして、北陸農政局渡邊農村振興部長より挨拶を申し上げます。

（渡邊部長） おはようございます。北陸農政局農村振興部長の渡邊でございます。委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい中、補助事業に係ります第 2 回令和 4 年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、第 1 回の技術検討会で委員の皆さま方から頂きましたご指摘、ご質問につきまして、事務局の方から説明させていただきます。その後、技術検討会としてのご意見を取りまとめていただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

2 令和 4 年度北陸農政局農業農村整備事業等補助事業評価について

（事務局） それでは議事に入ります前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず議事次第がありまして、資料 1、それから資料 2。資料 2 については、資料 2-1、2-2 というふうに分かれております。それから資料 3。資料 3 も同様に、資料 3-1、3-2 というふうになっております。資料 1 については、スケジュール等ございますが、変更はございません。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の技術検討会の議事進行の概略について、ご説明いたします。まず初めに、再評価の関係地区をご説明しまして、審議いただいて、その後、事後評価関係地区の説明をさせていただいて、ご審議とさせていただきます。説明につきましては、前回の 11 月 18 日に開催させていただいた第 1 回技術検討会で出ましたご質問等があります。回答が保留となっていたものを中心に、説明をさせていただきたいと思っております。ここまでの審議を、おおむね 10 時 50 分をめぐりに考えております。その後、農政局委員、県担当者におかれましては、退席させていただきます。そして、技術検討会委員の皆さまには、画面を通しまして評価書に記載する「技術検討会（第三者）の意見」の取りまとめを、お願いしたいと思います。その後、11 時 20 分をめぐりに農政局委員は、会議室に戻っていただいて、技術検討会の意見を提示させていただきます。会議の終了時間につきましては、11 時 30 分をめぐりに考えております。よろしくお願いいたします。議事につきましては、随時、議事を繰り上げていただいて、庄林委員長には進めていただきたいと考えております。

それでは、これからの議事進行については、荘林委員長に、お願いしたいと思います。
荘林委員長、よろしくお願いいたします。

3 農業農村整備事業等補助事業の再評価について

(荘林委員長) 荘林でございます。よろしくお願いいたします。では早速、議事に入らせていただきます。まず「再評価地区」の審議を頂くというものです。事務局の方から資料の簡単なお説明をお願いいたします。ページ番号を先におっしゃっていただいた後、ポイントを絞って説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 2-1 をご覧いただきたいと思います。

前回ご質問、もしくはご指摘を頂いた内容を質疑・意見総括表にまとめさせていただいているものでございます。本日は、前回質問にお答えできなかったもの、それとご指摘を頂いていたものに絞って説明を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料 2-1、3 番になります。柏崎 1 期地区でございます。評価結果書(案)の資料 2-2- (1) -10 (営農経費節減効果について) の部分でございますが、従来から作っていた生産量の多い「だいこん」や「キャベツ」などが、作物生産効果には計上されているが、営農経費節減効果に計上されていないのはなぜかというご質問を受けておりました。

回答でございます。「だいこん」や「キャベツ」など従来から生産されていた作物の営農経費削減効果については、当初計画時の効果算定において、算定されていなかったということで、今回、再評価時点において比較する現況経費が確認できないということから、今回の再評価では算定をしていないというものになっています。

続いて、4 番でございます。同じく柏崎 1 期地区、(維持管理費節減効果について) の部分でございます。対象施設に「集水井」が記載されているのですが、集水井は一般的に地すべり対策事業で効果に計上されるものだが、なぜこの事業で集水井が計上されているのかというご質問でございました。

こちらはご指摘のとおり、集水井自体は過去の地すべり対事業で造成されたものでございます。今回のかん排事業の実施前については、この集水井を用水として利用していたということで、今回この事業を実施することで、集水井の用水機能が不要になったということで、今回この効果に計上しております。なお、計上している額につきましては、集水井を用水として利用するために必要としていた経費を計上しています。

5 番でございます。同じく柏崎 1 期でございます。資料 2-2- (1) の保健休養機能効果、それと廃用損失額でございます。こちらの項目のところで「対象作物」という項目名となっていたのですが、「対象施設」の間違いではないのかというご指摘がございました。ご指摘のとおりでございますので、両方とも「対象作物」を「対象施設」に修正しております。

6 番でございます。同じく柏崎 1 期地区(廃用損失額について)でございます。廃用損失額の対象施設に「ダム」と記載されているが、ダムを廃止するようなことがあったのかというご質問でございました。こちらは、関連事業であります国営ダム建設の際に廃止と

なった道路の償却資産を計上しているところでございます。このため、表記を「ダム」から「道路」に修正させていただいております。

8 番、阿賀野川右岸第 2 地区でございます。災害防止効果について、「年被害額とあるが、災害が発生する確率のようなものをかけて算出しているのか。または、単純に事業を行わなかった場合に生じる被害額のようなものなのか」というご質問でございました。

本地区につきましては、かん排事業と併せ行う農地防災排水事業というものを実施しておりまして、そちらの災害発生確率は 1/50 で整備をしているところでございます。このため、この施設整備により防止される被害量を確率流量のシミュレーションで被害額を求めておりまして、それに、「事業なかりせば一事業ありせば」の効果算定の便宜上、それに生起確率を乗じた値の総計を年被害額に割り戻させていただいているというような計算となっていてところでございます。

続きまして 11 番、川西東部地区でございます。地元負担についてでございます。当初計画では、農家負担について所得増加や所得償還率を考慮して、負担が妥当か判断をしているということでございますが、所得償還率は再評価の際は特に算出する必要はないのかというご質問でございました。

ご指摘のありましたとおり、事業計画審査または事前評価の時点では、農家の総所得償還率、増加所得償還率が所定の率以下になっていて、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えていないかという確認を行うことが条件になっているところでございます。ただし、今回の再評価や事後評価の段階では、このような確認は行わないという評価手法になっておりますので、今回は算出をしておりません。

12 番でございます。同じく川西東部地区でございます。同じく地元負担についてでございます。川西東部に関連してなのですが、再評価全体 4 地区について、地元の負担率を教えてもらえないかということでございました。こちら国費は一律なのですが、県や市町村が上乗せ負担をして地区ごとに農家負担を下げている例があるので、どのような状況になっているのかというようなご質問がございました。

再評価 4 地区の負担率は、ご指摘のとおり、このように幅をもって「15.0%～0.0%」の農家負担率ということで地区ごとに異なっている状況でございます。

続きまして 13 番、川西東部地区でございます。総費用の総括の部分でございますが、主要工事計画の計上項目が緊急放流施設と水管理施設となっているのですが、総費用の算定では、当該事業が水管理施設、関連事業が緊急放流施設となっており、整合していないということで、どちらが正しいのかというご質問でございました。

こちらにつきまして、今回の主要工事につきましては、ダム放流施設と水管理施設の区分が正解でありまして、そちらの表記に内訳も含めて修正をさせていただいております。

14 番でございます。川西東部地区の年総効果額の総括についてでございます。「水源かん養効果」や「地域用水効果」に比較しまして、直接的な農業効果である「作物生産効果」の割合が小さいということでございまして、この理由についてご質問があったところでございます。

「水源かん養効果」や「地域用水効果」の要因となっています、関連事業でダムが記載されているのですが、そのダムの規模が大きく、受益面積も広いということで、この両効果の影響が大きくなっているというような状況になっているところでございます。

続きまして、15 番でございます。川西東部地区（農業労働環境改善効果について）でございます。こちらの対象作業名が「用水管理」となっているのだが、その作業方法に、用水管理にあまり関係しないのではないかとと思われる「農業用機械の運転」となっているのはなぜかというようなご質問でございました。

こちら、ご指摘のとおりでございまして、「水管理作業」に修正をさせていただいております。実態としましては、ほ場内用水路を開水路からパイプライン化したことに伴い、水管理の作業の手間が減ったということで効果算定しているところでございます。

16 番でございます。川西東部の同じく農業労働環境改善効果の部分でございます。労働の質的改善に関して CVM の手法を使って WTP を出すのは、今までの費用対効果分析ではあまり記憶がないということでございまして、これは最近算出を始めたのかというようなご質問でございました。

こちらにつきましては、平成 19 年に発出されました「経済効果の分析手法について」という文書の部分で、既に手法が記載されているところでございまして、実際は平成 19 年からこの算定手法は始められております。

続きまして 18 番、渦川（2 期）地区について、評価書の工法の部分でございます。工期が伸びている理由として、ブロックマット護岸を安定させるために袋詰玉石を設置し費用が増えたというような説明をしている一方で、コスト縮減の部分でブロックマット護岸にしたと書いているのは矛盾しているのではないかとというようなご指摘でございました。

ご指摘を踏まえまして、今回はブロックマット護岸によるコスト縮減ではなく、この地区内の複数の工事で仮設道路を共有してコスト縮減を図っているということでございますので、そちらの内容に修正をさせていただいております。

19 番、渦川（2 期）地区でございます。計画工期の部分について、計画工期が「平成 21 年度」からとなっているのですが、本年度の事業評価は「平成 24 年度」着手の地区が対象でございますので、表記は改めた方がよいのではないかとご指摘でございました。

こちらは予算の分割採択で、やむを得ず、「平成 21 年度」と記載していたところございまして、本省とも相談をしたのですが、こちらの記載方法等については全国で統一されているということで、記載のままとさせていただきます。

以上のご指摘・ご質問に付随して、資料 2-2 の地区別資料を修正させていただいておりますので、修正箇所についてご説明をさせていただきます。資料 2-2- (1) -3 でございます。柏崎 1 期地区でございますが、関係市町村名の郡が入っていなかったということで、「刈羽郡」を追記しております。

続きまして、資料 2-2- (1) -8 でございます。作物生産効果の記載でございますが、こちら「用水改良により」と記載していたのですが、区画整理の効果が主でございますので、「区画整理により」というような記載に修正をさせていただいております。

同じく (1) -17 ページでございます。保健休養機能効果。こちらは冒頭のご指摘でもございましたように、「対象作物」を「対象施設」に修正させていただいております。

続きまして、同じく (1) -19 ページ、廃用損失額でございます。まずこちら、「対象作物」を「対象施設」に修正しているのが 1 点。その下段の「ダム」と記載してありましたものを「道路」に修正をさせていただいております。

次、(2) 阿賀野川右岸第 2 地区になります。同じく (2) -3 ページ、評価書本体の部分に

なりますが、関連事業の部分の表記を細やかに書いていたのですが、「県営経営体育成基盤整備事業 佐々木南部郷地区他 5 地区」というふうな記載に修正をさせていただいております。なお、前回 1 地区記載漏れがありましたので、1 地区増えている状況でございます。

その下の事業の進捗状況のところですが、こちらは他地区の表記に合わせて、進捗率は予算ベースの方に修正をさせていただいております。

続きまして、(2) -4 ページでございます。関連事業の表記の修正を前段と合わせる形で修正をさせていただいております。

(2) -6 ページ。費用対効果分析の説明資料になります。こちら、一部効果額の算定の誤りがありましたので、それに伴いまして、総便益額、総費用総便益比の数字を修正させていただいております。

その下段、総費用の総括でございますが、施設名を他地区の表記に合わせて修正をさせていただきます。

(2) -7 ページ、年総効果額の総括の部分でございます。維持管理費節減効果が算定に誤りがありましたので、そちらを修正させていただいております。それに伴いまして合計額も修正となっております。

具体的な維持管理費の修正につきましては、(2) -10 ページです。総便益額算出におきまして、年効果額を出す算出に誤りがあったため、記載のような修正をさせていただきます。

続きまして、(3) 川西東部地区になります。ページとしまして (3) -6 ページ、費用対効果分析の説明資料の部分になります。まず上段 (1) 総費用総便益比の総括表の部分で、評価期間に 1 年誤りがありましたので、それを修正させていただいているのと、次のページの総便益額の算出におきましても、この費用期間の修正に伴いまして額が変わりますので、修正をさせていただきます。

(2) 総費用の総括の部分になります。こちら当該事業と関連事業の施設名の部分です。ご指摘を頂いていたように、内訳と表記を修正させていただいております。なお、それぞれの事業の総額につきましては、表記と内訳の修正のみでございますので、総額の修正はございません。

続きまして、(3) -10 ページでございます。総便益額の算出におきまして、評価期間が変わったことで修正となっております。

(3) -22 ページでございます。農業労働環境改善効果の下の年効果額の算定表のところ、作業方法の部分でございます。こちらご指摘を頂いていたものになりますが、「農業用機械の運転」から「水管理作業」という表記に修正をさせていただいております。

続きまして、(4) 鴻川 (2 期) 地区に参ります。(4) -3 ページ、評価書本体でございます。こちら評価を統一する観点から、下段の事業の進捗状況の部分でございますが、表記を修正させていただいております。

続きまして、(4) -4 ページでございます。ご指摘いただいていた部分ですが、一番最下段になります「事業コスト縮減等の可能性」の部分でございますが、ブロックマツト護岸の記載を削除いたしまして、「複数の工事で仮設道路を共有し、コスト縮減を図っている」というような記載に修正してございます。

(4) -5 ページは同じく削除のみでございます。

続きまして、(4) -6 ページでございます。費用対効果分析の説明資料の部分でございます。1 の (1) の総費用総便益比の総括表でございますが、こちらにつきましても、評価期間が1年誤っておりましたので、その修正をしております。下段の総費用の総括表の部分につきまして、施設名の部分を他地区の表記に合わせて修正をさせていただいております。こちらにつきましては、評価期間は変わっていますが、総便益比の算定について修正はないということで、総便益額の修正はございません。

再評価の説明については以上でございます。

(庄林委員長) では、各委員からのご質問、あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では私から、教えていただきたいことがございます。まず11番、川西東部の所得償還率の話ですが、制度として、期中、あるいは事後評価では所得償還率が出さないということであるというご説明は了解いたしました。ただ、今回の事業評価とは関係なく、一般論として、そのことが本当に適切なのかどうかということについては、やや疑問がございます。といいますのは、費用便益分析自体は、キャッシュだけではなく市場で価格が出てこないような便益についても計上していますので、ある種バーチャルな世界なわけです。それに対して、所得償還率等については、実際のキャッシュの問題でございます。そういう意味では、バーチャルな費用便益分析よりも、より実質に発生する費用の話という観点で、同じくらい重要か、あるいはそれよりも重要な要素もあるのではないかという気がいたします。そういう意味では、少なくとも事後評価では結果として所得償還率がきちんと収まっていたかどうかということの確認は、その後の教訓を得るという観点でもやっておいた方がいいのではないかという気がいたします。もし、機会があれば本省とお話をしていたければ大変ありがたいと思います。

最後もう1点だけでございます。19番の鴻川(2期)でございます。土地改良法上は、1期と2期二つで、両方合わせて一本の事業として手続きを行っている。従って、工期は平成21年度からであるというふうなことだと理解いたしました。だとすると、予算上やむを得ず区分として分けた1期、2期というのは、法的には意味がないということかと思えます。であれば、法的な着工年度21年度で期中評価も淡々とやっていくということが、ひょっとしたら本質的には妥当なのではないかという気が少しいたしました。これについても、農政局として、私の今の指摘に少しでも賛同できる部分があれば、本省とお話をいただければというふうに思います。

(事務局) 評価手法の部分につきましては、本省と制度の在り方等について相談してまいりたいと思います。

(庄林委員長) 了解です。

4 農業農村整備事業等補助事業の事後評価について

(庄林委員長) では次に事後評価地区の審議に入らせていただきます。こちらも先ほど

と同様に、簡潔に資料の説明をお願いいたします。

(事務局) 資料 3-1 になります。こちらでも再評価と同じく前回ご質問・ご指摘のあったものに絞って説明をさせていただきます。

まず 2 番、西江・中江 1 期地区でございますが、評価書記載の自然環境の部分についてでございます。今回、開水路からパイプライン化したことで、「雑草種子の混入が抑制」といった記載があるが、これに関してエビデンスがあれば示していただきたいというようなご質問でございました。

この事業を実施した後に、農家から水田の雑草が減少したという声が聞かれるようになったということで、こちらは関連事業である国営九頭竜川下流農業水利事業所が平成 27 年度にかんがい用水中に含まれる雑草種子の混入量について定量的な調査を実施した事例がございます。その結果、パイプラインでは取水口から雑草種子がほとんど混入せずに放流されているということで、開水路による送水に比べ雑草種子混入の抑制が図られたということが定量的に確認されております。

具体的な調査内容は、各用水の場所において、夏場に計 4 回、捕捉網を流水に浸し、それをプランターに移すことで雑草の種子混入状況を観察しております。その結果が、開水路 5 カ所の雑草の混入状況に比べまして、パイプラインの 2 カ所につきましては、ヒエや広葉樹の雑草について量が少なくなっているというような結果が出ております。

続きまして 3 番、西江・中江 1 期地区の同じく自然環境の部分でございます。ごみの不法投棄防止や作業効率化などパイプライン化のメリットがある一方、近年、用水路への転落事故が多発しているということで、何を基準に開水路とパイプラインどちらを採用するか判断をしているのだというようなご質問でございました。

開水路とパイプラインの整備手法の選定につきましては、事業開始前に地元の説明をしていく中で、地域の要望や地形の諸条件、各整備手法の長所・短所などを勘案し、総合的な判断の下、どちらで整備するかというものを決定しているところでございます。

なお、委員からご指摘のありましたとおり、安全面からすればパイプラインの方が有利になるのですが、事業の実施に当たっては、例えば民家が密集しているなどの地域の条件やコスト面から総合的に判断をしているところでございます。

4 番、同じく西江・中江 1 期地区ですが、評価書の記載につきまして、パイプライン化した地区においては、パイプラインのメリットのみが主張されていて、開水路のメリットというものがあり記載されていないのではないかとということで、場合によって、開水路とパイプラインのデメリットを使い分けているのかというようなご指摘でございました。

こちらにつきましては、事業のあり方を評価いただくため、事業の効果や課題を記載しているところでございます。パイプラインと開水路のメリット・デメリットにつきましては、コスト、利便性及び環境面において、それぞれ相反する面があるということでして、今回の結果書には、デメリット部分は同時に表現しにくい内容となっているということでございます。ご意見につきましては、今後の資料作成の参考とさせていただきたいと考えております。

5 番、同じく西江・中江 1 期地区でございます。安全性向上効果について、対象施設が用水路となっていて、備考欄に耐用年数が 10 年となっているところでございます。そ

の考え方として、開水路のままの状態であった場合の防護フェンスの費用を効果として計上しているのかというようなご質問でございました。また、そのパイプライン化した場合の管に係る維持管理費は効果に反映されていないのかというのを併せてご質問いただいております。

こちらにつきまして、安全性向上効果では、開水路で施工した場合、安全性確保のため追加設置すべき最も経済的な安全施設（ネットフェンス等）を整備した場合の費用を計上させていただいております。なお、パイプライン化に係る維持管理費につきましては、維持管理費節減効果で計上させていただいておりますので、本効果では計上していないということになっております。

6 番です。

事後評価地区に共通する内容ということで、根岸委員より事後評価の考え方についてご指摘を頂きました。

事後評価では、事業の着手前に実施をいたします事前評価及び期中評価の結果や事業の実施過程を踏まえ、事業実施のもたらす効果について総合的かつ客観的に評価をすることが農林水産省の政策評価基本計画で定められているところです。

このため、まずは、事前評価時点の事業計画で想定していた効果が実際に発現しているかどうかを確認します。併せて、同じく基本計画第 11 の 1（評価手法の改善等）の規定に則し、わが国においては、政策評価手法がいまだ十分に確立されていないという状況に鑑み、可能な限り新たな評価手法を検討するとともに、試行錯誤をおそれずに評価を実施しまして、事業実施の過程において、事業計画時点で想定していた効果以外の効果の発現が認められる場合は、そうした効果についても新たな効用として見込んでいくということです。

また、事後評価時点の状態については、事業計画策定後の農業技術の開発や普及等が背景として含まれておりますので、事業計画時点で想定していた状態とは異なることを踏まえまして、事後評価時点の効果の発現状況を把握し算定しているということです。

このことから、事後評価においては、主要な効果の算定基礎を事業計画時点と事後評価時点で要因の変化を確認し、事業計画時点で算定した効果や事後評価時点で新たに発現している効果について、事後評価時点での発現状況を定量的に測定・把握するとともに、定量化が困難な場合については、定性的に評価をしているということです。

続きまして地区別資料の修正点について説明をさせていただきます。資料 3-2- (1) 西江・中江 1 期地区の表紙ですが、こちらは全国的な表現ぶりの統一という観点から、採択当時の事業名ではなく現在の事業名に修正させていただいております。これに伴いまして、資料 3-2- (1) -1、地区概要についても同様の修正をしております。また、事業概要の主要工事の部分でございますが、こちらも他地区の表記に合わせて、「農業用用水路」を「用水路」に修正をさせていただいております。

続きまして、その次のページに事業概要図が付いているのですが、こちらも事業名の修正をしております。

続きまして、評価書 (1) -3 ページでございます。こちらも上段の事業名の修正と事業内容の主要工事欄の「農業用用水路」を「用水路」に修正させていただいております。

(1) -4 ページでございます。産業別就業人口の参考欄ですが、福井県の数値の部分の第

2次産業につきまして記載ミスがございましたので、修正させていただいております。

その次のページ(1)-5ページでございます。中段より下の「(2) 営農経費の節減」の記載についてですが、こちらも全国的な表現ぶりの統一という観点から修正させていただいております。

(1)-6ページでございます。「(2) 土地改良長期計画における施策と目指す成果の確認」の部分でございます。こちらも全国的な表現ぶりの統一という観点から修正させていただいております。

(1)-7ページでございます。「5 事業実施による環境の変化」の「(1) 生活環境」「(2) 自然環境」の部分、こちらも全国的な表現ぶりの統一という観点から修正をさせていただいております。

続きまして、(1)-9ページ、西江・中江1期地区の効果説明資料でございます。下段の「2.年総効果額の総括」表の部分でございますが、こちらの効果の要因の説明で、「用水施設」と書いてあったものを、こちらも表現を統一するため、「用水路」という記載に修正させていただいております。

(1)-10～17ページも同様の修正になります。

(1)-18ページ、こちらは再評価で、「対象作物」が「対象施設」ではないかというご指摘を頂いていたのですが、同じような誤りがございましたので、こちらも「対象施設」に修正させていただいております。

西江・中江1期地区は以上でございます。

続きまして、農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）の加治川地区について、修正箇所を説明させていただきます。

(2)-1ページ、投資効率(B/C)の値でございますが、「1.37」を「1.39」に修正させていただいております。内容については、後ほど説明いたします。

(2)-3ページ、「(1) 社会経済情勢の変化」のところで、減少率「9%」としておりましたが、こちら計算ミスがございましたので、「11%」に修正させていただいております。下段の表も「11%」に修正しております。

(2)-4ページでございます。「2 事業により整備された施設の管理状況」のところで、こちらの語句の統一でございますが、「用排水施設」としていたものは「用排水路」に統一しております。

(2)-7ページ上段の(2)①「担い手の体質強化」の表の中の数字でございますが、農地所有適格法人をどちらの項目に含めるかということで、その集計の仕方について本省からの指摘がございまして、数値について修正をしております。

(2)-8ページでございます。一番上、効果のところでございますが、妥当投資額と投資効率の値について修正をしております。中身については次以降、説明させていただきます。

(2)-9ページでございます。こちらはその効果の関係の資料でございますが、「1.投資効率の算定」のところで、年総効果額と妥当投資額に修正があったということで、投資効率も修正になっているところでございます。その下「2.年総効果額の総括」でございますが、効果のうち修正をいたしましたのが「作物生産効果」と一番下の「国産農産物安定供給効果」でございます。中身については次のページで説明をさせていただきます。

(2)-10ページでございますが、一番上の効果の考え方のところ、ここは語句の統一と

ということで、「用排水施設」を「用排水路」に変更しております。

その次のページ(2)-11でございます。値が変わったところでございますが、上段の畑の大豆のところでございます。大豆については、作付けの増が見られたのですが、その分が作物生産効果に反映されていなかったということで、作付増のところに値を入れて効果算定額が変わり、増加収益額が修正になっているところでございます。

作物生産効果について値が変わったということで、(2)-17ページ「(7) 国産農産物安定供給効果」でございます。こちら真ん中の表がございまして、年増加粗収益額、こちらの作物生産効果で算定した値を入れることになっておりますので、値が変わっております。それに伴いまして、一番右の年効果額についても修正を行っております。

(2)-9ページに戻ります。「2.年総効果額の総括」でございますが、作物生産効果、国産農産物安定供給効果、それぞれの値を修正させていただきました。また、一番下の計のところですが、前回までの数値ですと国産農産物安定供給効果を計上していなかったと、縦計に誤りがあったというところもありまして、その分についても修正をして、縦計も国産農産物安定供給効果を含める形に修正しております。これらを反映させまして、一番上、投資効率については、1.37 から 1.39 に修正をさせていただいたという内容でございます。その他、「用排水施設」を「用排水路」に変更するという語句の修正を適宜させていただいております。

説明は以上です。

(庄林委員長) ありがとうございます。では委員の皆さま方、ご意見、ご質問を頂きたいと思います。根岸委員、よろしくお願いいたします。

(根岸委員) 意見総括表でご回答いただきまして、事後評価の場合、現在時点での評価のあり方を使って評価していくということが必要なのだということも大変よく分かりました。事後評価においては、主要な効果の算定基礎を計画時と事後評価時で要因変化を確認し、事業計画時に算定した効果や評価時点で新たに発現している効果については、事後評価時で発現状況を定量的に把握しているということが書かれていて、まさにそうすることが大切なのだということが分かったのですが、実際に頂いている評価の資料を見ると、最初の事前評価というか、事業を行うときの評価の仕方と、事後評価の段階での評価の仕方の違いが、この資料では分からないような気がしています。最初の段階で見込んでいた効果、そして事後評価の段階で新たに追加された効果がどのような関係になっているのかというのが、もう少し分かるような資料の書きぶりをしていただけると、より評価の意味というか、事後的に見たときに、やっぱりこの事業は必要だったのだと、効果が大きかったのだということが把握できると思うので、そうした書きぶりがもし可能であれば、少し配慮していただけるとありがたいのかなと。あるいは、この資料の中で、それがまさにここに書かれているということがあれば、今でも結構ですので、教えていただければと思います。

(庄林委員長) 根岸委員、ありがとうございました。農政局、いかがでしょうか。

(事務局) 現行の様式では、事業計画時点と事後評価時点の効果の発現状況を比較できる内容にはなっておりませんので、頂いたご意見も踏まえ本省に上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

(根岸委員) どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(莊林委員長) 根岸委員、ありがとうございました。他、いかがでございましょうか。森委員、お願いします。

(森委員) 西江・中江1期地区の資料の3-2-(1)-14、更新効果のページですが、上から2行目「対象工種」というのがあって、用水路、排水路工とあるのですが、他の効果のところは「対象施設」となっていて、更新効果のところだけ「対象工種」と使い分けされているようなのですが、これは何か規定があるのですか。加治川地区も同様に、更新効果のところだけが「対象工種」となっています。

(莊林委員長) 農政局いかがでしょうか。

(事務局) 様式上のことかどうかも含め確認をした上で、改めて変更がある場合にはお知らせをしたいと思います。

(森委員) 了解しました。

(莊林委員長) 松本正委員、よろしくお願いいたします。

(松本(正)委員) 西江・中江1期地区で、開水路かパイプラインかということなのですが、結論的に言うと、基準や目安というものは特にないということかなというふうにご回答を判断しました。ただ、これを総合的に判断するというのは、北陸農政局の話なのか、あるいは全国的に恐らくそうであろうということなのか。いずれにしても、転落事故ということについては恐らく北陸だけに限らない話だと思います。パイプライン化のメリット、デメリット、確かにそれぞれあると思うのですが、全国的に同じような課題はあると思いますので、目安、内規みたいなものを北陸、あるいは全国的にも設けられた方がいいのではないかと意見を述べてさせていただきます。

(莊林委員長) ありがとうございます。今の点について、農政局、いかがでしょうか。

(事務局) ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の業務上の参考とさせていただきたいと思いますので、本省ともその点を相談してまいりたいと考えております。

(松本(正)委員) ありがとうございます。

(莊林委員長) 今の松本(正)委員のご指摘、パイプラインか開水路かという話は、なかなか奥深い話を含んでいると思いますので、ぜひ本省ともいろいろディスカッションしていただければと思います。

他、いかがでしょうか。では、これから技術検討会としての意見を取りまとめたいと思います。恐れ入りますが、農政局の皆さま方は退席していただきたいと思います。意見の取りまとめが終わり次第、この会議室において技術検討会を再開したいと思います。終わり次第、ご連絡するというふうにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

— 技術検討会意見の取りまとめ —

(莊林委員長) それでは再開をさせていただきます。先ほど技術検討会としての意見を取りまとめました。では、私の方から読み上げます。先ほど委員の皆さま方にも申し上げましたが、委員の皆さま方も、もし何か追加でお気付きの点が発生した場合には、ご遠慮なくご発言ください。では、全部で6地区について続けて読み上げさせていただきます、その後、一括してご意見があればお話しいただきたいと思います。

「【期中】

①柏崎1期地区

本地区では、関連事業である国営かんがい排水事業柏崎周辺地区が既に完了しているほか、本事業による用水路及び水管理施設の整備も進み、事業進捗率は84%に達している。本事業により、既に用水路及び水管理施設が整備された地域では、用水管理の合理化や省力化が図られ、地区内で実施しているほ場整備事業と併せて生産性の向上などの事業効果が認められる。引き続きコスト削減を図りつつ、着実かつ計画的に事業を推進し、早期の事業完了に努められたい。

②阿賀野川右岸第2

本地区では、関連事業である国営かんがい排水事業阿賀野川右岸地区が既に完了しているほか、本事業による排水路の整備も進み、事業進捗率は85%に達している。本事業により、既に排水路が整備された地域では、湛水被害の防止や水田汎用化の促進が図られ、事業効果が着実に発揮されている。引き続きコスト削減を図りつつ、着実かつ計画的に事業を推進し、早期の事業完了に努められたい。

③川西東部

本地区では、これまでに水管理施設及び緊急放流施設の整備が行われ、事業進捗率は86%に達している。本事業により水管理施設の改修が行われ、用水の安定供給を通じた生産性の向上ならびに水管理作業の省力化が図られている。また、冬期の消雪用水の安定供給も含めた広範な事業効果の発現が認められる。引き続きコスト削減を図りつつ、着実かつ計画的に事業を推進し、早期の事業完了に努められたい。

④潟川(2期)

本地区では、7kmの基幹排水路の更新を行うものであるが、当初予定に比して軟弱地盤であったことから工法変更を余儀なくされたため事業実施が遅延しており、事業進捗率は

70%にとどまっている。本事業により、既に排水路が整備された地域では、湛水被害の防止や水田汎用化の促進が図られ、事業効果が認められるものの、未着工地域の早期完了が強く望まれている。引き続きコスト縮減を図りつつ、着実かつ計画的に事業を推進し、予定されている令和7年度の事業完了に努められたい。

【事後評価】

①西江・中江1期

本事業による用水路のパイプライン化及び水管理施設の再構築により、農業用水の安定的かつ効率的な供給が可能となり、用水管理に係る営農労働時間や維持管理費の節減が図られるなどの事業効果が確認されている。また、本事業による用水路のパイプライン化により、水路への転落リスクが解消されるとともに、不法投棄の解消や雑草種子混入の抑制など、環境負荷や維持管理労力の軽減に寄与していることも評価できる。一方、地域内にはいまだ老朽化が進行した水利施設も多いことから、今後は、そうした施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減することが重要である。このため、将来にわたって適切なストックマネジメントを実践できる体制を構築されたい。

②加治川

本事業によりほ場条件が改善し、大型機械の導入が進むことで農作業の効率化が図られるとともに、担い手への農地集積が促進され、経営規模も着実に拡大している。また、米の有機栽培や特別栽培による高付加価値化を通じ、6次産業化への取組や米の海外輸出の試みなども見られ、本事業を契機とした収益力強化を図るための取組の萌芽もみられる。さらに、換地手法を用いて創設した非農用地を農村公園として活用し、地域住民の生活環境に潤いを与えていることも評価できる。今後は、これまでの取組を維持・発展させつつ、低い水準にとどまっている高収益作物の導入・促進に向けた取組を普及・定着させることにより、競争力のある農業の実現と地域の活性化により一層寄与することを期待する。

以上でございます。農政局委員および県の皆さま、また技術検討会委員の皆さま方、事実関係等に誤りがあればご指摘を頂きたいと思います。

<異議なし>

では、これを技術検討会の意見とさせていただきます。

続きまして、評価結果公表までのスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 今回審議を頂きました評価書につきましては、今後2月末までに本省の農村振興局長に報告いたします。農林水産省内で整理・調整後、3月下旬には本省、農政局のホームページに公表する予定となっております。

スケジュールの説明については以上になります。

(荘林委員長) ありがとうございます。ただ今ご説明いただきましたように、今後農林水産省内での整理・調整があり得るとのご説明でした。従いまして、もし重要な事項などで修正、あるいは評価書に反映すべき内容が生じた場合には、後日私の方で、事務局が修

正した評価書を最終確認するというふうな手続きにさせていただきたいと思います。

委員の皆さま方、そのようなご一任を頂くことで、よろしいでしょうか。

<異議なし>

(荘林委員長) ありがとうございます。では、重要な修正事項等につきましては、私の方で確認をさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審議全て終了いたしました。委員の皆さま方のご協力に心より御礼を申し上げます。

では、議事進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

(事務局) 荘林委員長、議事進行大変ありがとうございました。また委員の方々におかれましては、技術検討会第三者の意見ということで取りまとめていただきまして、大変ありがとうございます。今回の議事録につきましては、でき次第、委員の皆さまにメール等でお送りしまして、確認をさせていただきたいと思っております。

それでは、閉会に当たりまして、北陸農政局、石橋地方参事官よりごあいさつを申し上げます。

(石橋地方参事官) 地方参事官の石橋でございます。技術検討会委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。今年度の技術検討会につきましては、前半に国営事業の再評価についてご審議を賜りますとともに、ご意見を取りまとめいただきまして、昨年の8月末に公表を行ったところでございます。後半は補助事業の再評価及び事後評価ということで、6地区についてご審議を賜りまして、本日はそれらを技術検討会のご意見として取りまとめを頂きました。改めまして、お礼を申し上げる次第でございます。取りまとめをいただきましたご意見につきましては、今後本省に提出をしてまいるところでございます。また、来年度、令和5年度のことではございますが、前半には国営事業の事後評価につきまして、技術検討会の開催を予定しております。委員の皆さま方におかれましては、今年度と同様、引き続きのご指導をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(事務局) 以上をもちまして、令和4年度農業農村整備事業等評価(補助事業)に係る技術検討会(第2回)を閉会させていただきます。

本日は、長時間にわたりまして、委員の皆さま方におかれましては、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。